

事務連絡
令和3年4月21日

市内 短期入所事業所 管理者 各位

健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課長

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う新判定スコアの導入について(通知)

日頃より本市福祉行政に御協力いただきありがとうございます。

標記の件については、令和3年3月12日(金)に開催された障害福祉関係主管課長会議資料中の「令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」において、医療型短期入所及び医療連携体制加算の要件が追加されることが新たに明文化されました。

それに伴い、区役所、地区健康福祉ステーション(以下「区役所等」という。)の支給決定にあたり、次のとおりの取扱になりますので御承知おきください。

1 報酬改定内容について

【医療型短期入所の基本報酬算定について】

「区分5以上であって新判定スコア16点以上の者。区分5以上であって強度行動障害があり、新判定スコア8点以上の者。区分5以上であって遷延性意識障害があり新判定スコア8点以上の者。」の要件が追加されました。また、障害児につきましても、「区分1以上であって新判定スコア16点以上の障害児」の要件が同様に追加されました。

【医療連携体制加算VIについて】

福祉型短期入所において、医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ、新判定スコア16点以上の障害者又は障害児に対して通算8時間以上看護を行った場合には、医療連携体制加算(VI)の算定が可能になる旨の要件が追加されました。

上記、いずれの算定についても、支給決定を行う場合、区役所等において、国が新たに定めた新判定スコアにより決定しますが、新判定スコアは医師が判定する必要があることから、給付決定申請の際に、医師に新判定スコアを判定してもらい、区役所等に別紙1「障害福祉サービス等利用における医療的ケア判定スコア(医師用)」を提出してもらうこととなります。

つきましては、今後、上記追加要件で医療型短期入所の利用希望があった場合は、医療的ケア判定スコアも併せて区役所等に提出してもらうよう、お伝えいただきますようお願いいたします。

2 受給者証について

(1) 受給者証の発行について

新たに対象になる利用者については、受給者証を発行します。

(2) 受給者証の標記について

次のとおり標記が変更になります。

従前の加算表示「短期入所重心児」→新設の加算表示「短期入所重心医ケア児」

※加算の内容に変更ないため、既存の受給者については、令和3年4月1日以降の期間更新、変更等のタイミングで「短期入所重心医ケア児」を記載した受給者証を発行します

障害福祉課給付係
TEL 044-200-2675
FAX 044-200-3932